

# 令和5年度奈良県立高等学校入学者 二次募集実施要項

令和5年度奈良県立高等学校入学者二次募集については、この要項（以下「二次募集要項」といいます。）に基づいて実施します。

## 1 二次募集の実施

二次募集は、一般選抜で合格者数が募集人員に満たなかった学科（コース）において実施します。

## 2 応募資格

応募資格は、特色選抜要項1 応募資格(1)に準じます。

## 3 募集人員

募集人員は、令和5年3月16日（木）に発表します。

## 4 出願方法

- (1) 出願は、1校1学科（コース）に限ります。ただし、順位を付けて2（3）学科（コース）まで志願することのできる高等学校については、「**入学者選抜概要**」に示すとおりです。
- (2) 2校以上に出願した者は、そのいずれの高等学校にも出願しなかったものとみなします。
- (3) 出願後、入学願書の取下げはできません。
- (4) 奈良県内の公立高等学校又は他の都道府県の公立高等学校の入学者選抜に合格した者は、奈良県立高等学校入学者二次募集に出願できません。
- (5) 保護者ととも奈良県内に居住していても、他の都道府県の中学校を卒業した者又は卒業見込みの者は、事前に所定の手続（県外居住者及び県外中学校卒業者等の奈良県立高等学校への志願手続要領9参照）が必要です。
- (6) 高等学校（高等専門学校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含みます。）に在籍している者は、出願できません。
- (7) 奈良県立青翔中学校に在籍しており、奈良県立青翔高等学校に入学する予定の者は、出願できません。
- (8) 奈良県公立高等学校入学者一般選抜を受検していない者は、出願できません。ただし、一般選抜における追検査受検願提出者、覚書により三重県の後期選抜を受検した者及び「県外居住者及び県外中学校卒業者等の奈良県立高等学校への志願手続要領」の3、4、5、7(1)イに該当する者は、出願することができます。

## 5 出願手続

- (1) 入学願書受付期間は、次のとおりです。

令和5年3月22日（水） 午前9時から午後3時まで

- (2) 志願者は、定められた期間内に次のアからエを出身中学校又は在学している中学校の校長の承認を得て出願する高等学校長に提出してください。

ア 入学願書（別に定める用紙、38、39ページ参照）

イ 入学考査料 全日制課程 2,200円 定時制課程 950円（奈良県収入証紙により納付）

ただし、山添村立奈良県立山辺高等学校山添分校への出願者は、1,000円を現

金で納付してください。

ウ 一般選抜の受検票のコピー（A4判の用紙）

エ 追検査対象証明書（様式23）（追検査対象者のみ必要）

(3) 入学願書に貼り付けた奈良県収入証紙には、消印をしないでください。

(4) 高等学校長は、(2)の書類を受け付けたときは、受検票を交付してください。

## 6 調査書等の提出

調査書等の提出は、特色選抜要項**6 調査書等の提出**(1)、(2)、(4)及び(5)に準じます。

なお、中学校長は、出願者に関する書類を、出願した高等学校長に下記により提出してください。  
ただし、郵送の場合は、令和5年3月22日（水）午後3時までに到着のものに限ります。

提出期間 令和5年3月22日（水） 午前9時から午後3時まで

提出書類 ア 調査書（様式1）

イ 副申書（様式3）（調査書及び学習成績一覧表等作成要領1の(5)のキに該当する出願者についてのみ必要）

## 7 検 査

(1) 検査は、令和5年3月24日（金）に、出願した高等学校で実施します。

(2) 検査は、面接を実施します。加えて作文を実施する場合があります。

(3) 各高等学校・学科（コース）で実施する検査の種類、配点等は、「**入学者選抜概要**」に示すとおりです。

(4) 検査当日に欠席した者に対する追検査は実施しません。

## 8 入学者の選抜

(1) 高等学校長は、入学者選抜委員会を設置し、厳正に選抜を行ってください。

(2) 選抜は、次の資料Ⅰから資料Ⅳに基づいて行ってください。

資料Ⅰ： 調査書成績

学習成績の合計点（135点満点）又は加重配点をした後の学習成績の合計点

資料Ⅱ： 検査成績

面接の得点又は面接及び作文の得点の合計点

資料Ⅲ： 一般選抜の学力検査の得点（一般選抜における追検査対象者は追検査の得点）

国語、数学及び英語の合計点（150点満点）又は国語、数学及び英語の合計点に加重配点をした点

資料Ⅳ： 調査書のその他の記載事項

調査書の「学習活動の記録」、「特別活動の記録」、「行動の記録」及び「スポーツ・文化活動等の記録」

(3) 合否の判定については、次のア及びイにより、生徒の優れている点や長所を積極的に評価して、総合的に行ってください。

ア あらかじめ高等学校長が定めた基準に基づいて、資料Ⅳを精査し、その内容が顕著であると認められる者については、合否の判定において、配慮してください。

イ 原則として、受検者ごとに資料Ⅰ、資料Ⅱ及び資料Ⅲを合計し、合計点の多い者から順に合格としますが、その際、資料Ⅳ等を考慮して総合的に行ってください。

(4) 高等学校において順位を付けて2（3）学科（コース）まで志願することができる学科（コ

ース)及び第1志望を優先して合否を判定する割合については、「入学者選抜概要」に示すとおりです。

(5) 各高等学校における選抜資料の取扱いの詳細については、「入学者選抜概要」に示すとおりです。

(6) 調査書及び検査の事務処理等は、合否の判定が終わるまで、出願者の氏名、生徒番号及び受検番号以外の記号等で行ってください。

(7) 出願者数が募集人員に満たない場合でも、検査を行い選抜します。

## 9 合格発表

令和5年3月27日(月)に、奈良県教育委員会及び出願した高等学校のWebページで、受検番号により発表します。

## 10 その他

(1) 中学校長は、出願者で検査当日欠席者があるときは、当該高等学校長に連絡をとり、速やかに欠席届(様式8)を提出してください。

(2) 合格した場合は、必ず入学するものとします。

(3) 定時制課程に出願できる者は、原則として勤務に従事する者又は勤務に従事する予定の者です。

(4) 中学校長は、身体に障害がある等、受検の際に特別の配慮が必要と判断される生徒がいる場合には、高校の特色づくり推進課長に事前に連絡の上、協議してください。その後、高校の特色づくり推進課長及び高等学校長宛てに書面で申し出てください。

(5) 中学校長は、被災等により既に奈良県内に避難しているが奈良県内に住民票を異動することができない生徒がいる場合には、出願までに高校の特色づくり推進課長に申し出てください。

(6) 中学校長は、入学者に関する生徒指導要録の抄本又は写し及び健康診断票等を、進学先の高等学校長に提出してください。

(7) この要項に定めるもののほか、必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、奈良県教育委員会が別に定めます。